

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ) 第 41 条

特定認定長期優良住宅以外

(a) 新築されたもの

(b) 新築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c) 新築されたもの

(d) 新築後使用されたことのないもの

(ロ) 第 42 条第 1 項 (建築後使用されたことのあるもの)

(ハ) 第 42 条第 2 項 (増築されたもの)

の規定に基づき、下記の家屋 年 月 日 (ニ) 新築
(ホ) 取得

がこの規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	板野郡上板町
申請者の氏名	
家屋の所在地	板野郡上板町
家屋番号	

上税証第 号

年 月 日

上板町長

